

## 要 請 書

# 九州電力に約束通りに免震重要棟を建設する事を要求して下さい

2016年2月9日

佐賀県議会議長 中倉政義 様

提出者 住所 佐賀市伊勢町 2-14

氏名 玄海原発プルサーマルと全基をみんなでとめる裁判の会

代表 石丸初美

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

共同世話人 野中宏樹

九州電力は昨年12月17日、川内原発の「免震重要棟」建設を放棄することを明らかにしました。さらに、これまで佐賀県議会において「2015年度中に建設する」と説明してきた玄海原発の免震棟建設についても、「再検討」することを本年1月7日の玄海町議会で表明し、同12日には瓜生道明社長自ら「白紙」だと佐賀県庁にて表明しました。これは住民及び、住民の代表者たる県議会を欺き愚弄する約束違反の許されない行為です。

福島事故当時の清水正孝東京電力社長は12年6月の国会事故調査委員会の聴取において、「あれ（免震重要棟）がなかったら、と思うとぞっとする」と証言しました。福島の事故の教訓を真摯に学ぼうとすれば、万が一の事故の時には、当然原発敷地内になくてはならない最重要施設です。

この九州電力による住民の命を軽視する行為に対して、山口祥義佐賀県知事が1月20日の定例記者会見で「やるといったものはやるべき」と言われたのは、私たち県民の立場に立った当然の反応であると理解いたします。また、田中俊一原子力規制委員会委員長は1月6日の記者会見で「設置を前提として再稼働の許可を得ている。基本的に（約束を）守ってもらわないといけない」と述べています。

私たちは、1月20日に九州電力本店において交渉を行いました。九電は「免震重要棟」ではなく、耐震構造の「代替緊急時対策所」及び、新しく建設する、同じく耐震構造の支援施設を作れば十分対応は出来ると回答しました。当初の川内原発審査申請書に免震構造のメリットを詳細に記載するなど、耐震と免震の性能の違いを九電は明確に認識しながら、建設放棄の理由を「免震は実績がないが、耐震は実績があるので、早くつくれるから」「経営上の判断」などと述べました。九電は堂々と、命を守ることもお金のほうが大事だと開き直ったのです。

佐賀県は2013年に新築移転した「佐賀県医療センター好生館」において、基幹災害拠点病院としての機能を充実させるために免震構造を採用しています。「耐震では破損・転倒・落下しても、免震ならOK」とそのメリットをうたっています。これは人の命を何よりも最優先に考え、巨大な災害にも耐え、その後の速やかな災害救援活動にあたるための万全の備えが施された、建設に関わられた各位の努力が窺われるものです。それゆえ、私たち住民は安心と信頼を深めております。

この「好生館」の事例に鑑みる時、今回の九電の対応は経営を優先させ、住民の命を第一とするために万全の備えをなすという発想に乏しいことが明白です。

よって私たちは、県議会が県民の安心、安全を最優先するために、九電に対して免震重要棟建設が最重要施設であり、譲ることが出来ない約束である事を断固とした姿勢で要求していただきたくここに要請いたします。

また、原子力規制委員会は、九電に対して、変更申請を再提出させるだけでなく、許可の前提が崩れたわけですので、川内原発の稼働を中止させるべきです。出し直して通るなら、後から「できない」と言えはいという悪しき前例をつくってはなりません。玄海原発でも同様のことが起きた場合に、稼働は止めずに書類を出すだけで通ってしまうことを私たちは危惧しています。

私たちは規制委・規制庁の出先機関である玄海原子力規制事務所に直接要請しようとしたのですが、要請文の受け取りを拒否されました。規制委は「国内外の多様な意見に耳を傾ける」のが使命と謳いながら、住民に寄り添っていないのが実態です。

以下、要請いたします。

## 要請事項

県議会は、原子力安全対策等特別委員会などにおいて、九州電力の免震重要棟建設計画撤回の経過を糺し、県民の安全を守るための議論を深め、九州電力に対して、約束通り原発敷地内における免震重要棟建設を実施するよう要求して下さい。